

環境対策特別委員会調査報告書

**平成 21 年 12 月
環境対策特別委員会**

1. 設置の経過

(1) 設置及び委員

① 第1期委員会

環境対策特別委員会は、平成18年3月2日の本会議において設置され、次の9名が選出された。

仲 絹枝	森 爲次	末武 徹
藤井 日出夫	森 嘉三	井尻 治
村田 憲一	八木 真	谷 義治

また、同日開催された委員会において、委員長に村田憲一委員、副委員長に八木 真委員を選出された。

② 第2期委員会

平成20年3月3日の本会議において環境対策特別委員会委員が改選され、次の8名が選出された。

大西 一三	川勝 真一	藤井 日出夫
森 嘉三	外田 誠	西村 則夫
井尻 治	八木 真	—

また、同日開催された委員会において、委員長に藤井日出夫委員、副委員長に川勝 真一委員を選出された。

2. 委員会開催状況及び協議内容

(1) 第1期委員会

回	開催年月日	協議内容
1	平成18年3月2日	正副委員長の選出について
2	平成18年6月9日	環境対策特別委員会の調査計画について
3	平成18年7月6日	南丹市の環境の現状について（説明 市民課） 調査項目の決定 「水辺環境及び水の循環の保全・確保」
4	平成18年9月8日	管内調査 (7箇所、美山町・日吉町・園部町・八木町)
5	平成19年3月5日	水質汚濁状況について（説明 市民課） 上水道の水質状況について（説明 上水道課） 下水道の水質状況について（説明 下水道課）
6	平成19年6月27日	工場排水等について（説明 市民課） 水質に係る特定施設について（説明 市民課）
7	平成19年12月18日	水辺環境及び水の循環の保全・確保について

(2) 第2期委員会

回	開催年月日	協議内容
1	平成20年3月3日	正副委員長の選出について
2	平成20年5月29日	調査計画について
3	平成20年7月16日	京都府環境基本計画について (説明 京都府環境政策課長) 南丹市の環境施策と課題 ・バイオマス等未活用エネルギー調査 (説明 環境課) ・地球温暖化対策実行計画について (説明 環境課) ・有害鳥獣対策、森林保全対策 (説明 農林整備課) ・農地保全対策(説明 農政課)

回	開催年月日	協議内容
4	平成 20 年 9 月 29 日	管内調査（5箇所、日吉・美山・八木・園部）
5	平成 21 年 6 月 4 日	調査項目について 行政視察について
6	平成 21 年 7 月 15 日 ～16 日	環境基本計画について（近江八幡市、各務原市）
7	平成 21 年 9 月 29 日	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画について（説明 環境課）
8	平成 21 年 10 月 29 日	特別委員会報告書について
9	平成 21 年 11 月 25 日	特別委員会報告書について

3. 調査概要

(1) 第1期委員会調査概要

本委員会は、平成18年第1回南丹市議会定例会において、南丹市の環境共生のまちづくりに関する調査を目的に9名の委員をもって設置され、調査活動を行った。

- ① 平成18年6月9日の委員会においては、南丹市の環境共生のまちづくりを目指すため、今期の具体的な調査項目を協議した結果、南丹市の環境の現状とその対策について、所管課の説明を求めるうこととした。
- ② 平成18年7月6日の委員会においては、南丹市の環境問題所管課である福祉部市民課から、京都府が策定した「京都府環境基本計画」の概要、今後策定され、市の環境問題の理念となる「南丹市環境基本計画」、また、市民にとって具体的な行動指針となる「南丹市地球温暖化対策地域削減実行計画」の基本的な策定手順、目標等の説明を受けた。委員会での協議の結果、市のおかれている環境問題の現状を踏まえ、今期の本委員会の具体的な調査項目として、「水辺環境及び水の循環の保全・確保」を設定した。
- ③ 平成18年9月8日には、南丹市を流れる2水系の管内調査を7箇所実施した。水系別の調査ポイントの内訳は、由良川水系では美山町の大野ダム、美山北・中地区農業集落排処理施設の2箇所、淀川水系では日吉町の中央簡易水道施設、日吉ダムの2箇所、園部町のるり渓通天湖、るり渓ゴルフ場の2箇所、八木町の八木カヌーハウスの1箇所、計5箇所。現地調査は、水質測定の現状、下水処理施設の状況、水道浄水場の状況、ダムの放流水量、魚類の生息状況、水辺の環境、農薬の使用量などを重点として実施した。
- ④ 平成19年3月5日の委員会においては、南丹市の河川の水質状況を調査する目的で、上水道課より浄水場水質検査資料、下水道課よりの処理場水質検査資料、市民課より河川水質検査資料をそれぞれ由良川水系・淀川水系別に求め、担当課より説明を受け、南丹市の現状調査を行い、調査終了後、カンポリサイクルプラザのダイオキシン問題についての報告を市民課に求めた。
- ⑤ 平成19年6月27日の委員会においては、工場及び事業場から公共用水域

に排出される水を規制している根拠法令、水質汚濁防止法の解説と同施行令で定める特定施設の業種や件数の届出状況及びカドミウム等有害物質の数値基準の説明を受けた。

また、市域の工場排水や特定施設の規制や指導について、京都府環境を守り育てる条例に基づき京都府が実施している内容、南丹市と誘致企業の間で結ばれている公害防止協定締結の状況、平成18年実施された一般河川のP H、C O D、B O D、S S等水質検査結果の説明を受けた。続いて、カンポリサイクルプラザのダイオキシン問題についての試運転結果報告を市民課に求めた。

(2) 第2期委員会調査概要

第1期の委員会に続き、市の「環境共生のまちづくり」に関する調査を目的として平成20年第1回定期例会において本委員会委員が改選され、8名の委員が選出された。

- ① 平成20年5月29日の委員会においては、第1期委員会の具体的な調査項目「水辺の環境及び水の循環の保全・確保」を引き続き行うことを決定し、具体的な調査方法について検討を行った。

南丹市は、市の環境問題についてどのように把握し、課題解決を図っていくのか。京都府環境基本計画を南丹市としてどのように反映するのか。

南丹市の環境基本計画策定の予定、地球温暖化が国際的な問題となっており、これについての、実行計画の策定についても説明を求めることが決定した。

- ② 平成20年7月16日の委員会においては、前回の委員会を受け、京都府環境政策課長より京都府の環境基本計画について内容説明を受け、その後南丹市の環境施策と課題について、バイオマス等未活用エネルギー調査、地球温暖化対策実行計画、環境対策からとらえた有害鳥獣対策、森林保全対策、農地保全対策について、それぞれ担当課長に説明を求めた。

バイオマстаун形成上の構想については、既存施設を利用したメタン発酵、稲わら等の利活用の継続と発酵液肥利用の普及、生ごみ分別回収システムの構築などの課題解決を図りながらの取組状況であった。

地球温暖化対策実行計画については、全自治体に策定が義務づけられ、南丹市も平成20年度～24年度の計画期間をもって取り組み中であり、市が行う全ての事務事業を対象に温室効果ガスの排出抑制目標を定め、温暖化対策の推進

を図り一年ごとに取り組み結果の公表を実施するものであった。

森林保全対策については、森林資源の継続的な循環利用を目的に、持続可能な森づくりのための適切な森林施業に対する補助、有害鳥獣対策に対する補助等の支援が実施されている。

③ 平成 20 年 9 月 29 日の委員会においては、淀川水系、由良川水系の管内調査を実施。由良川水系では、美山町自然文化村付近、淀川水系では、日吉ダム、八木町のバイオエコロジーセンター、南丹浄化センター、園部町るり渓の通天湖、るり渓ゴルフ場の 6 箇所。調査内容は、水質、外来魚、流木、家畜糞尿処理、堆肥製造、汚水処理、放流水状況などを重点として実施した。

④ 平成 21 年 6 月 4 日の委員会においては、調査項目の検討及び行政視察についてを協議し、環境基本計画策定の背景と取り組み状況を調査目的として、視察先を近江八幡市と各務原市に決定した。

⑤ 平成 21 年 7 月 15 日、16 日行政視察

近江八幡市では、環境基本条例の理念に基づき、環境保全に向けた長期目標を設定し、市民、市民団体、事業者、市が協働によって取り組みを進めることを前提に環境基本計画を設定し、全市民がそれぞれの役割を分担し、協力・連携しながら取り組まれている。

各務原市においては、

1. 自然と共生するまちづくり
2. 資源を大切にするまちづくり
3. 環境を考え行動する人づくり

を目標に掲げ「環境行動都市づくり戦略」を策定し、全市民、全企業、市が一体となって環境づくりが進められている。

⑥ 平成 21 年 9 月 29 日の委員会においては平成 21 年から 2 年計画で今回着手された南丹市の環境基本計画策定の今後のスケジュールと取組の内容についての説明、南丹市地球温暖化対策実行計画 20 年度温室効果ガス排出量削減結果報告及び、市内の不法投棄の現状について担当部課長からの説明を求めた。

4. 調査結果及び方向性

南丹市の河川は、北部の由良川水系と南部の淀川水系の河川に大きく分かれており、下流域においても河川水は水道用水、農業用水等に広く活用されている。その水源地として丹波高地に位置する本市は、森林が総面積の88%を占め、暮らしの営みの中で森林や河川が守られてきた。市域内の河川には、アユやウナギなどの放流もあり、釣りを楽しむ姿もよく見られる。また蛍やアユモドキの生息地など貴重な生態系を有し、市の誇りとなっており、これら森林や農地を含めた河川関係の自然環境を守り育てることは、多くの市民の願いである。

本委員会においては、具体的な調査項目を「水辺環境及び水の循環の保全・確保」とし、管内各町河川の水質検査用取水現地箇所をはじめ水道、下水道施設状況調査、ダムやゴルフ場、るり渓通天湖、バイオエコロジーセンター、南丹浄化センター等において調査、を行ってきた。水質測定においては、いずれも基準値を下回っており、下水道の普及などによる効果が現れたものと考えられ、今後も適切な管理運営の継続が求められる。

一方では、不法投棄などによる河川や山林に対する環境への影響も大きな問題であり、大自然を背景にした川や水の美しさ、岩や岸辺の景観保全等は市民にとって誇りうるところである。しかし、ポイ捨てや不法投棄が後を絶たない状況となっている。

南丹市の環境に対する取組の中で、事業者に対する部分が、今まで目に見える形として現れていない。これらを含め、水に関する項目以外にも、さまざまな環境問題に対処しつつ、市民や企業、関係団体との協働の下に、南丹市がめざす環境保全の方向と戦略が具体的に示された南丹市の環境基本計画の策定が急務である。

現在、国において取り組まれている環境保全上の健全な水循環の確保に向けた施策については、流域を単位とした水量回復、水質改善、生態系保全等、計画目標や指標の適切な設定に係る調査研究の推進等があり、検討課題としては、環境アセスメントに際しての「健全な水循環」項目の組み込みや、良好な水環境の尺度としての生物指標の確立などがある。今後もこれらの動向を見据えた取組が必要である。

地球温暖化対策については、国や府の制度広報が必要なことは言うまでもないが環境問題を市の戦略としてどのように進めていくのか具体的なものを早急に示し、行動を起こすため以下の取り組みの必要性を述べる。

1. 河川環境の改善について

(1) 自然を守る工法による治水事業の推進

- (2) 河川の水質保全のための水質調査の継続
- (3) 生活排水等による水質悪化防止のため、市民、企業、行政との協働による環境意識の啓発と取組
- (4) 不法投棄などによる河川、山林などの環境悪化への対応の強化

2. 農地や農業用水の保全について

- (1) 農地や農業用水の多面的、公益的な機能を再認識し、守る取組と支援
- (2) 汚濁水の河川への直接流入防止対策
- (3) 環境に配慮した農業用水利施設の整備支援

3. 山林の適切な保全管理について

- (1) 水源涵養、二酸化炭素の吸収等地球温暖化防止の両面から山林の多面的機能の確保の取組
- (2) 森林施業のための枝打ち、間伐に対する支援
- (3) 有害鳥獣捕獲対策、防除施設設置支援等
- (4) 森林整備のための地域活動に対する支援
- (5) 過疎化、高齢化等による森林荒廃解消策としての産・官・学・NPO・地域住民による取組支援
- (6) モデルフォレスト運動推進支援

4. バイオマстаун構想について

バイオマスの利用によるCO₂排出量の削減、循環型システムの構築等、地球温暖化防止、持続的循環型社会の創出につながるバイオマстаун構想実現のための事業の取組推進

5. 南丹市環境基本計画の策定

環境問題は、大量生産、消費また廃棄を伴う社会消費活動による産業公害から都市・生活公害へと変化する一方、増大するごみ問題、経済性や利便性を重視した生活様式に起因する地球温暖化問題等、地球規模の課題がクローズアップされている。

また、山林のマツ、ナラ枯れ、シカ、イノシシなどによる食害。農地や林地、里山環境の荒廃が進む中で生物の生息環境への影響等々が危惧される中、自然災害に強く、安心安全で快適な生活空間や、身近な自然とのふれあいが可能な

環境づくりが求められている。

こうした背景の下、地域におけるさまざまな環境問題に対処しつつ、市民、企業、団体、市の果たす役割と協力体制やそれを守るルールを明らかにし、南丹市がめざす環境保全の方向と戦略が示された計画の策定が必要である。

6. 地球温暖化対策実行計画について

地球温暖化推進法に基づき策定が義務付けられた南丹市地球温暖化対策実行計画について平成 20 年度温室効果ガス排出量削減結果を見れば各部署個々の理由はあるものの合計としては、1.3%削減との結果である。平成 24 年度目標年に削減率達成に向けて、特に環境面保全の視点を重視し、積極的に各事業実施にあたることを意識づけ実行する必要がある。

5. おわりに

本委員会は、「環境共生のまちづくり」に関する調査を目的に設置され、第1期委員会、第2期委員会を通じて特に「水辺の環境及び水の循環の保全・確保」を中心テーマとし、河川の汚濁状況を中心に、周辺からの有害物質の流れ込みや有効利水に影響を及ぼす環境などの調査を目的に由良川水系、桂川水系の上流から下流までのうち、十数か所を調査箇所としました。また調査内容は、河川の水質検査用取水箇所をはじめ水道、下水道施設状況調査、ダムやゴルフ場、るり渓通天湖、バイオエコロジーセンター、南丹浄化センター等の各種検査資料や現地において所管課の説明を求め調査を継続実施してきました。

市域の水質については、調査基準を満たしているが今後とも水質保全においては細心の注意を払い、日々の事業推進にあたらるとともに、河川や水辺等については、不法投棄などによる河川、山林などの環境悪化への対応の強化が求められ、市民や事業者を巻き込んだ取り組みが必要と考えられる。

国際社会においては、地球温暖化を初めて国際問題として取り上げた第一回世界気候会議から30年、人間の活動が温暖化を引き起こしていることは常識となり、温室効果ガスを削減し、温暖化を抑えることが緊急課題となっている。一方、日本においては「低炭素社会を目指す」世論が高まる中、米、中の巻き込みを念頭に、国連気候変動サミットにおいて1990年比2020年までに、25%の温室効果ガスを削減すると明言し、そのことが各国から大きな論議を呼び、わが国においても産業界を中心に大きな話題となっている。地球温暖化防止の取り組みは、いまや避けて通れない問題であり、自然エネルギーの更なる利用、化石燃料の使用を減らすなどライフスタイルを変えることにも繋がっている。

南丹市における地球温暖化対策実行計画については、平成20年度温室効果ガス排出量削減結果が発表され、目標到達年次に向けてさらに前向きで具体的な取組みが求められるとともに、市民や事業者への情報発信や環境学習による意識の啓発などの取組みも望まれる。

このほど発表された南丹市内の京都大学芦生研究林における調査研究の結果によると、シカの食害により低層植物が激減、昆虫の生息が困難となり、結果生態系全体に影響が広く及んでいる実態が報告されている。また昆虫が減ることにより花粉媒介も進まず農業を始め様々な影響や、降雨時の山林表土の流失による水質悪化にもつながることとなり、早急な防止策を講じる取組の必要性が指摘され、被害の背景には、地球温暖化により積雪減少による子鹿の越冬が可能となったことも原因と

されている。

また、木材価格の低迷やマツタケの生産量の激減により、生産森林組合の運営がしにくくなるなど、手入れされない山林が増加し、山林の水質保全や土砂災害防止、大気中のCO₂吸収など多面的な役割を果たせなくなる点も指摘されている。山林には、木質バイオマス燃料の産出など環境面での事業展開も考えられ、その役割が注目される中、南丹市の戦略として環境問題に本腰を入れ取組む必要がある。

さらにまた環境基本計画策定については、環境への負荷の少ない循環を基調とし、自然と人間との共生の確保を進め、各々環境対策に数値目標を設定し、市民・企業・行政が参加型を基本に結果公表に至るまでの取組みを推進すべきである。

かつて旧町では、リサイクルをはじめとした循環型を目指した取組や、太陽光発電、バイオ、ISO14000の認証に向けた取組、大学や企業と一体となった取組みなど地域の特徴を生かした取組実績があり、これらの実績を基に南丹市としての環境政策の基本となる計画策定を望むものである。

南丹市の森林、河川、田園、生物など豊かな自然環境を守り育てるまちづくりは多くの市民の願いであり、目標・評価それを明確に検証し、今後どのように実行していくのか、取り組むのか。について今後ともに環境問題の状況調査と、市民組織挙げての積極的な取組が必要であることを申し上げ環境対策特別委員会の報告いたします。